

令和6年度

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

宮監委第47号
令和7年9月9日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悅
宮城県監査委員 成田 由加里
宮城県監査委員 宮川 耕一

令和6年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により
審査に付された令和6年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり意見書を提出します。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める、令和 6 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

令和 6 年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 10.0% と前年度と比較して 0.3 ポイント、将来負担比率は 130.8% と前年度と比較して 4.5 ポイント減少した。

今回算定された比率は、昨年度同様、健全化判断比率については早期健全化基準、資金不足比率については経営健全化基準、それぞれの範囲内ではあるが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

よって、令和6年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第4期）」の目標達成に向けた堅実な財政運営に努めるとともに、引き続き、「中期的な財政見通し」や「財政状況」などを通じた県民への分かりやすい情報提供に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

令和6年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25%）

令和6年度の実質公債費比率は10.0%となっており、前年度と比較し0.3ポイント減少した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400%）

令和6年度の将来負担比率は130.8%となっており、前年度と比較し4.5ポイント減少した。

(5) 資金不足比率

令和6年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	(参考)	(参考)
			早期健全化基準	財政再生基準
ア 実質赤字比率	—	—	3. 75	5. 00
イ 連結実質赤字比率	—	—	8. 75	15. 00
ウ 実質公債費比率	10. 0	10. 3	25. 0	35. 0
エ 将来負担比率	130. 8	135. 3	400. 0	
資金不足比率	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準	
ア 水道用水供給事業会計	—	—	20. 0	
イ 工業用水道事業会計	—	—		
ウ 地域整備事業会計	—	—		
エ 流域下水道事業会計	—	—		
オ 港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②実質赤字額：繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額

ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{(3か年平均) \text{ 標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

②準元利償還金：アからオまでの合計額

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

オ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高} \text{に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

②将来負担額：アからコまでの合計額

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額
 - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
※本県における「カ」該当法人：宮城県土地開発公社、宮城県道路公社、（独）宮城県立こども病院、（独）宮城県立病院機構、
（公社）みやぎ農業振興公社、宮城県信用保証協会
 - キ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額
 - ク 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額
 - ケ 連結実質赤字額
 - コ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ③充当可能基金額：アからクまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

①算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

②資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 前記1の各比率において対象とした会計名

(1) 「一般会計等」は以下のとおりである。

- ①一般会計 ②公債費特別会計 ③母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④中小企業高度化資金特別会計 ⑤農業改良資金特別会計
⑥沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧県有林特別会計 ⑨土地取得特別会計

(2) 「公営企業会計」は以下のとおりである。

- (地方公営企業法適用企業) ①水道用水供給事業会計 ②工業用水道事業会計 ③地域整備事業会計 ④流域下水道事業会計
(地方公営企業法非適用企業) ⑤港湾整備事業特別会計